

相模原市トライアル発注認定制度 認 定 書

相模原市指令（産支）第5087号

所在地 相模原市南区麻溝台6-9-9
名称 株式会社 エース・E&L
代表者 代表取締役 津田 博通 様

相模原市トライアル発注認定制度実施要綱第5条の規定に基づき、認定します。

令和2年11月16日

相模原市長 本村 賢太郎



1 製品の名称

ChojuⅢセット

2 認定対象期間

令和2年11月16日から令和5年3月31日まで

3 留意事項

(1) 次のいずれかを変更しようとするときは、遅滞なく「新たな事業分野の開拓の実施に関する実施計画変更承認申請書(第5号様式)」を市長に提出し、その承認を受けてください。

- ① 新製品の内容
- ② 新製品の生産の目標
- ③ 新製品の生産の実施時期
- ④ 新製品の生産に必要な資金の額及び調達方法

(2) 次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことがあります。

- ① 認定申請書に従って事業を実施していない場合
- ② 本制度の要件に該当しなくなった場合
- ③ 偽り、その他不正な手段により認定された場合
- ④ 実施要綱の定める事項に反し、又は市長の指示に従わなかった場合